

大個審答申第 152 号
令和 3 年 11 月 4 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和 2 年 2 月 7 日付け大淀窓住第 499 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が、令和元年 10 月 9 日付け大淀窓住第 324 号により行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、令和元年 9 月 25 日、条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平成 18 年 1 月 1 日以降開示請求日までの審査請求人の住民票、戸籍、戸籍の附票、印鑑証明をいつ誰が取得したかわかる文書」を求める旨の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報のうち、「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等交付請求書 平成 27 年 5 月 8 日、平成 27 年 5 月 29 日、平成 29 年 5 月 16 日、平成 30 年 11 月 5 日、令和元年 9 月 12 日、19 日請求分」に記載された情報（以下「本件情報 1」という。）、「戸籍謄本等職務上請求書（戸籍法 10 条の 2 第 3 項から第 5 項までの規定による請求）平成 30 年 12 月 27 日請求分」に記載された情報（以下「本件情報 2」という。）及び「住民票の写し等職務上請求書（住民基本台帳法 12 条の 3 第 2 項等による申出による請求）平成 30 年 10 月 30 日請求分」に記載された情報（以下「本件情報 3」という。）、「住民票の写し等職務上請求書（住民基本台帳法 12 条の 3 第 1 項等による申出【弁護士業務用】による請求）平成 31 年 4 月 1 日請求分」に記載された情報（以下「本件情報 4」といい、本件情報 1 から本件情報 4 までをあわせて「本件各情報」という。）について、条例第 23 条第 1 項に基づき、本件情報 1 のうち「窓口にくられた方、筆頭者の氏名、請求者と筆頭者との関係、請求の理由、（区役所取扱使用欄）本人確認資料種別及び続柄確認欄上の続柄、受付作成審査交付欄署名」、本件情報 2 のうち「利用目的の種別、請求に際し明らかにしなければならない事項、

請求者職印印影、使者（事務職員限定）住所氏名、受付作成交付欄署名」、本件情報3のうち「利用目的の内容、業務の種類、依頼者の氏名又は名称、請求者職印印影、使者（事務職員限定）住所氏名、作成者点検者欄署名」、本件情報4のうち「利用目的の具体的内容、請求者職印印影、使者（事務職員限定）住所氏名、作成者点検者欄署名」（以下「本件各非開示部分」という。）を開示しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

「条例第19条第2号に該当 (説明)」

本件情報1について、窓口にくられた方、筆頭者の氏名、請求者と筆頭者との関係、請求の理由、(区役所取扱使用欄)本人確認資料種別及び続柄確認欄上の続柄、受付作成審査交付欄署名については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

本件情報2について、利用目的の種別、請求に際し明らかにしなければならない事項、使者（事務職員限定）住所氏名、受付作成交付欄署名については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

本件情報3について、利用目的の内容、業務の種類、依頼者の氏名又は名称、使者（事務職員限定）住所氏名、作成者点検者欄署名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

本件情報4について、利用目的の具体的内容、使者（事務職員限定）住所氏名、作成者点検者欄署名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

条例第19条第3号に該当 (説明)」

本件情報2から本件情報4の請求者職印印影については、当該法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより偽造等

のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。」

3 審査請求

審査請求人は、令和2年1月10日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

部分開示決定を取消し、全部開示とするよう求める。

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等交付請求書については、平成27年5月8日、平成27年5月29日、平成29年5月16日、平成30年11月5日、令和元年9月12日、令和元年9月19日の請求分、6通について求める。

2 審査請求の理由

開示しないこととされた部分は非開示情報に該当しないため。

戸籍全部事項証明書等交付請求書のうち審査を求めるのは上記6通であるが、これは兄の筆跡は明らかである。

戸籍謄本には、死亡した筆頭者（審査請求人の父）と、審査請求人の母及び、審査請求人が記載されている。審査請求人の兄は婚姻により除籍されていて、自身の戸籍の請求ではないことも明らかである。

改製の戸籍を請求していることから、亡父の相続に知らない間に勝手に使用したこと、することは明らかである。

筆頭者（被相続人）の戸籍を請求すれば、戸籍全部事項証明書等を請求した者以外の相続人全員の戸籍（審査請求人を含む）は揃うものである。

被相続人の財産は、被相続人の家族の生命、身体、健康、生活に重大に係るものであり、開示することにより「人の生命等」の保護という公益が存在し、優越するので開示すべきである。

窓口では分からない個人的な事情があるが、筆頭者の戸籍等のみを取得したには止まらないものであり、審査請求人らの戸籍等も取得できてしまうので、すでに不正に利用され、遺言状も捏造し、財産等を盗まれ続けただけでなく生命等にすでに関わっている。他人が知り得ない特殊な事情がある相続の問題は、終わっていない。

個人的な事情は除いたとしても、筆頭者（被相続人）の相続人であることは明らかであり、慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報である。

条例第19条第2号のただし書ア、イに該当する。

職務上請求（弁護士）について、利用目的の種別、請求に際し明らかにしなければならない事項、利用目的の内容、利用目的の具体的内容は開示すべきである。弁護士が職務上請求として交付を求める場合、法令上、請求事由を詳らかにする必要はない

とされているが、日本弁護士連合会統一用紙には利用目的の内容欄がある。自己の情報を第三者がいかなる事由によって請求取得したかを知ることが、きわめて重要である。弁護士による職務上請求の場合も変わりはない。

他人の情報を請求しておいて本人に開示されては困るというならば後ろめたい事をしているものであり、開示されなかったことでの、弁護士ではない人の権利利益が不当に侵害されるほうが遥かに大きい。

他人の重大な権利利益に係わる情報、書類に、職務行為としての社会的責任にかかわっているものであるから、記載がなされている以上、開示するべきである。

条例第 19 条第 2 号に該当せず、同号ただし書イに該当する。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定を行った理由

本件各情報は、平成 18 年 1 月 1 日から令和元年 9 月 25 日の間に審査請求人の戸籍や住民票の交付に係る請求書に記載された情報である。

「窓口にくられた方」、「筆頭者の氏名」、「使者（事務職員限定）住所氏名」は、開示請求者以外の個人に関する情報であって開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、「（区役所取扱使用欄）本人確認資料種別及び続柄確認上の続柄」、「請求者と筆頭者との関係」、「請求の理由」、「利用目的の種別」、「請求に際し明らかにしなければならない事項」、「利用目的の内容」、「業務の種類」、「依頼者の氏名又は名称」、「利用目的の具体的内容」は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、申請者がどのような目的でどこに提出するかという申請者の個人情報にあたり、開示することにより、申請者である特定の個人が識別されるおそれは否定できないことから、条例第 19 条第 2 号本文に該当し、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないとして、非開示としたものである。

また、「受付作成審査交付欄署名」の受付者、作成者、交付者は、証明書発行業務に係る民間委託事業者の従業員の署名であり、委託事業者の従業員の署名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、業務委託している民間事業者の署名は慣行として公にしていない情報であり、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。また、「受付作成審査交付欄署名」の点検者、「受付作成交付欄署名」「作成者点検者欄署名」は、実施機関の職員が自書したものであり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから、条例第 19 条第 2 号本文に該当する。また、実施機関の職員の署名は、本人が自書したことにとどまらず、個人の認証機能として果たしている役割を考慮すると、開示することにより偽造等当該個人の権利利益を害する場合もあると認められることから、実施機関の職員の氏名について公表する慣行があるからといって、当該署名を開示することが妥当であるとは認められず、条例第 19 条第 2 号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないとして、非開示としたものである。

本件決定では述べていないが、弁護士は弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 23 条で守秘義務を課せられており、本件各非開示部分のうち「利用目的の内容」「業務の種類」「依頼者の氏名又は名称」については、守秘義務の対象となる情報であり開示することを予定していない。これを実施機関が開示することで、弁護士がどのような受任内容をもって職務上請求を行っているのかが依頼者以外の第三者に明らかとなり、依頼業務が円滑におこなわれることが阻害されるおそれがあることから、条例第 19 条第 3 号にも該当すると考える。

また、本件各非開示部分のうち、「請求者職印印影」については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められることから、条例第 19 条第 3 号に該当し、かつ同号ただし書にも該当しないとして、非開示としたものである。

2 審査請求人の主張に対する反論

実施機関としては、本件決定時点で請求書の筆跡がだれのものであるかを審査請求人が知ることができる又は知ることが予定されていることを具体的かつ客観的に確認し、条例第 19 条第 2 号ただし書アに該当する旨判断できる内容はないため、開示することはできない。さらに戸籍等を取得することによりすでに不正に利用され、遺言書を捏造し、財産を盗まれ続けたなどの事情について審査請求人も「窓口では分からない個人的な事情がある」「他人が知り得ない特殊な事情がある相続の問題」と記載するように、本件決定時点で具体的かつ客観的に、本件情報 1 において非開示とした情報が条例第 19 条第 2 号ただし書イに該当すると判断できないため開示することはできない。

また、実施機関としては、審査請求人が開示を求めている本件情報 2 から本件情報 4 までにおいて開示しないこととした情報のうち「利用目的の種別、請求に際し明らかにしなければならない事項、利用目的の内容、利用目的の具体的内容」について、上記 1 のとおり、開示することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができることから、条例第 19 条第 2 号に該当すると判断したものであり、具体的な権利侵害や不正取得の事実が明らかでない中で、同号ただし書イの該当性の判断を行うことはできないため、開示することはできない。

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務付けているわけではな

く、第 19 条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第 19 条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件各情報について

本件情報 1 は、審査請求人以外の第三者が、審査請求人が属する戸籍の謄本の交付を請求する際に提出した「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等交付請求書」に記載された情報である。

本件情報 2 は、戸籍法第 10 条の規定に基づき弁護士が実施機関に提出した「戸籍謄本等職務上請求書」に記載された情報、本件情報 3 及び本件情報 4 は住民基本台帳法第 13 条の規定に基づき弁護士が実施機関に提出した「住民票の写し等職務上請求書」及び「住民票の写し等請求書」に記載された情報である。

3 本件非開示部分について

実施機関が本件決定において非開示とした情報は、次のとおりである。

- (1) 本件情報 1 のうち、「窓口にくられた方」、「筆頭者の氏名欄に記載された請求者と筆頭者との関係」、「請求者と筆頭者との関係」、「請求の理由」及び「本人確認資料種別及び続柄確認欄上の続柄」（以下「本件非開示部分 1」という。）
- (2) 本件情報 2 及び本件情報 4 のうち、「利用目的の種別」、「利用目的の具体的内容」（以下「本件非開示部分 2」という。）
- (3) 本件情報 3 のうち、「利用目的の内容」、「業務の種類」及び「依頼者の氏名又は名称」（以下「本件非開示部分 3」という。）
- (4) 本件情報 2、本件情報 3 及び本件情報 4 のうち「請求者職印印影」（以下「本件非開示部分 4」という。）
- (5) 本件各情報のうち「使者（事務職員限定）住所氏名」、「受付作成審査交付欄署名」、「受付作成交付欄署名」及び「作成者点検者欄署名」の情報（以下「本件非開示部分 5」という。）

4 争点

実施機関は、本件請求について、本件非開示部分 1 から本件非開示部分 3 及び本件非開示部分 5 が条例第 19 条第 2 号に、本件非開示部分 4 が条例第 19 条第 3 号に該当するとして本件決定を行ったのに対し、審査請求人は、本件決定を取り消し、本件各非開示部分の開示を求めるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件非開示部分 1 から本件非開示部分 3 及び本件非開示部分 5 の条例第 19 条第 2 号該当性並びに本件非開示部分 4 の条例第 19 条第 3 号該当性である。

なお、実施機関は意見書において、本件非開示部分 3 が条例第 19 条第 3 号にも該当

すると主張していることから、本件非開示部分3の条例第19条第3号該当性についても検討することとする。また、実施機関及び審査請求人の双方主張していないが、当審議会として、本件非開示部分2の条例第19条第3号該当性についても検討することとする。

5 条例第19条第2号及び第3号の基本的な考え方について

(1) 条例第19条第2号について

条例第19条第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)…又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に開示しないこととされているが、同号ただし書では、これらの情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ当該個人が…公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しなければならない旨規定している。

(2) 条例第19条第3号について

条例第19条第3号本文は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等…に関する情報であって、開示することにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として非開示とすることを定めている。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等又は事業を営む個人（以下「法人等の事業者」という。）が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他開示することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

なお、同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は、条例第19条第3号本文に該当する場合であっても、開示しなければならない旨規定している。

6 本件非開示部分1について

(1) 条例第19条第2号本文該当性について

当審議会において本件非開示部分1を見分したところ、本件非開示部分1のうち「窓口にくられた方」（以下「本件申請者」という。）の情報は、審査請求人が属する戸籍の請求を行った審査請求人以外の個人の氏名であり、当該氏名そのものにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものである。また、本件非開示部分1のうち「筆頭者の氏名欄に記載された請求者と筆頭者との関係」、「請求者と筆頭者との関係」及び「請求の理由」の情報は、当該情報と他の情報を照合することにより、審査請求人において、本件申請者が誰であるかを一定程度の確実さをもって推測することができ、結果として本件申請者を識別できる可能性があることは否定できない。

したがって、本件非開示部分1は、条例第19条第2号本文に該当する。

(2) 条例第19条第2号ただし書ア該当性について

ア 戸籍法によれば、同法第10条の規定により、戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者を含む。）又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍謄本の交付の請求をすることができるとされており、また、同法第10条の2の規定により、戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属以外の者でも、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合や国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合のほか戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合に、戸籍の記載事項の確認を必要とする理由や戸籍の記載事項の利用の目的等を明らかにするなど一定の要件を満たせば、戸籍謄本の交付の請求をすることができるとされている。

上記のとおり、法に定められた要件を満たせば、戸籍の謄本に記録されている個人情報第三者に提供されることは現行法上想定されているところであり、審査請求人以外の第三者がこれらの法の規定に基づき交付の請求をした結果として、実施機関は、本件情報1を保有している。

イ 本件情報1のうち審査請求人以外の第三者の情報を、審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されているとする根拠となる法令等の規定は確認できない。

なお、実施機関は、戸籍法の規定により戸籍の謄本を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対しその交付の事実を通知する「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」を設けているが、当該制度において通知する事項は、証明書の交付年月日、交付した証明書の種別、交付した証明書の通数及び交付申請者の種別（第三者、代理人、職務上請求）のみであり、交付請求者の氏名や住所等については通知しない取扱いとしている。

ウ 審査請求人は、戸籍全部事項証明書等交付請求書の記載は審査請求人の兄の筆跡であることは明らかであり、また、本件申請者が戸籍筆頭者の相続人であることは明らかであるから、戸籍に記載されている者は、申請者が誰であることを慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると主張する。

一般に、実父が死亡したこと、それにより相続が発生したことは、実子が知ることができ、又は知ることが予定されている情報と解されるが、上記ア及びイの

とおり、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の交付の請求をする者は相続人に限られておらず、また当該請求をした第三者の情報を知ることができ、又は知ることが予定されているとする法令等の規定及び申請者が相続人の場合に当該戸籍に記載されている者に知らせる慣行もない。

したがって、本件申請者が誰であるかについて審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえず、本件非開示部分 1 は、条例第 19 条第 2 号ただし書アに該当しない。

(3) 条例第 19 条第 2 号ただし書イ該当性について

審査請求人は、本件申請者から戸籍の不正利用により財産等の侵害があり、本件非開示部分 1 は条例第 19 条第 2 号ただし書イに該当する旨を主張している。

非開示にすることにより得られる利益と、開示することにより得られる公益の比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に判断する必要がある。

現時点において、審査請求人から、人の生命・身体・健康・生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる具体的な権利侵害の事実は明らかにされていないため、開示により得られる公益が非開示とすることにより得られる利益より優越するとは認められない。

したがって、本件非開示部分 1 は、条例第 19 条第 2 号ただし書イに該当しない。

(4) 条例第 19 条第 2 号ただし書ウ該当性について

本件非開示部分 1 は上記(1)のとおり「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等交付請求書」に記載された本件申請者に係る情報であり、その性質上同号ただし書ウに該当しない。

7 本件非開示部分 2 及び本件非開示部分 3 について

(1) 条例第 19 条第 2 号該当性について

実施機関は、本件非開示部分 2 及び本件非開示部分 3 が開示されると、本件情報 2、本件情報 3 及び本件情報 4 に係る請求書を実施機関に提出した弁護士（以下「本件各弁護士」という。）の業務内容及び戸籍謄本等を利用する目的が審査請求人に明らかとなり、他の情報と照合すると、本件各弁護士の依頼人が識別されるおそれがあるため条例第 19 条第 2 号に該当する旨主張している。

本件非開示部分 2 及び本件非開示部分 3 を他の情報と照合することにより、審査請求人において、依頼人が誰であるかを一定程度の確実さをもって推測することができ、結果として依頼人を識別できる可能性があることは否定できない。

したがって、本件非開示部分 2 及び本件非開示部分 3 は、条例第 19 条第 2 号本文に該当し、かつ、その性質上同号ただし書ア及びウに該当せず、前記 6 (3) に記載した条例第 19 条第 2 号ただし書イ該当性の判断と同様、同号ただし書イにも該当しない。

(2) 条例第 19 条第 3 号該当性について

本件非開示部分 2 及び本件非開示部分 3 は、本件各弁護士がどのような業務を受任しているかの情報であって、当該情報は、秘密保持の義務を定めた弁護士法第 23

条に規定する「職務上知り得た秘密」に該当する情報である。

したがって、本件非開示部分 2 及び本件非開示部分 3 を開示することにより、本件各弁護士の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本件非開示部分 2 及び本件非開示部分 3 は、条例第 19 条第 3 号本文に該当し、かつ、前記 6

(3) に記載した条例第 19 条第 2 号ただし書イ該当性の判断と同様、本件非開示部分 2 及び本件非開示部分 3 が条例第 19 条第 3 号ただし書に該当する事情は認められない。

以上より、本件非開示部分 2 及び本件非開示部分 3 は、条例第 19 条第 3 号にも該当することが認められる。

8 本件非開示部分 4 について

本件非開示部分 4 は、本件各弁護士の職印の印影であり、一般に、弁護士の職印の印影は、弁護士としての資格に基づき、弁護士が一般の法律事務を行うに当たって作成する文書に押印されるものである。その印影は、当該文書が当該弁護士によりその職務上真正に作成されたことを認証する意義を有するものといえる。

弁護士の職印の印影は、法人の事業の遂行に当たり、契約書の作成等に用いられる印影と同様の重要性を有するものといえ、これが開示されると、これを用いて文書の偽造がされるなどにより、弁護士の権利又は正当な利益が害される相当の蓋然性があるといえることができる。

したがって、本件非開示部分 4 は、条例第 19 条第 3 号本文に該当し、かつ、その性質上、同号ただし書にも該当しないことは明らかである。

9 本件非開示部分 5 について

当審議会において、本件非開示部分 5 を見分したところ、本件非開示部分 5 には、本件各弁護士の使者の住所及び氏名、証明書発行業務に係る民間委託事業者の担当者氏名並びに実施機関の職員の署名が記載されていることが認められる。

本件非開示部分 5 のうち、使者の住所及び氏名並びに委託事業者の担当者氏名については、審査請求人以外の個人に関する情報であり、当該情報そのものにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものである。また、実施機関によれば、委託事業者の担当者氏名については、業務委託している民間従事者の氏名は慣行として公にしていなかった情報とのことである。

本件非開示部分 5 のうち、実施機関の職員の署名については、実施機関の職員が自書したことが認められるため、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができることから、条例第 19 条第 2 号本文に該当する。また、実施機関の職員の署名は、本人が自書したにとどまらず、個人の認証機能として果たしている役割を考慮すると、開示することにより偽造等当該個人の権利利益を害する場合もあると認められることから、実施機関の職員の氏名について公表する慣行があるからといって、当該署名を開示することが妥当であるとは認められない。

したがって、本件非開示部分 5 は、条例第 19 条第 2 号本文に該当し、かつその性質

上同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

10 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 野呂充、委員 小林邦子、委員 坂本団、委員 小谷真理

(参考) 調査審議の経過 令和元年度諮問受理第102号

年 月 日	経 過
令和2年2月7日	諮問書の受理
令和3年6月24日	実施機関から意見書の収受
令和3年6月25日	調査審議
令和3年7月16日	調査審議
令和3年8月30日	調査審議
令和3年9月27日	調査審議
令和3年11月4日	答申